建築物エネルギー消費性能適合性判定の流れ(例)

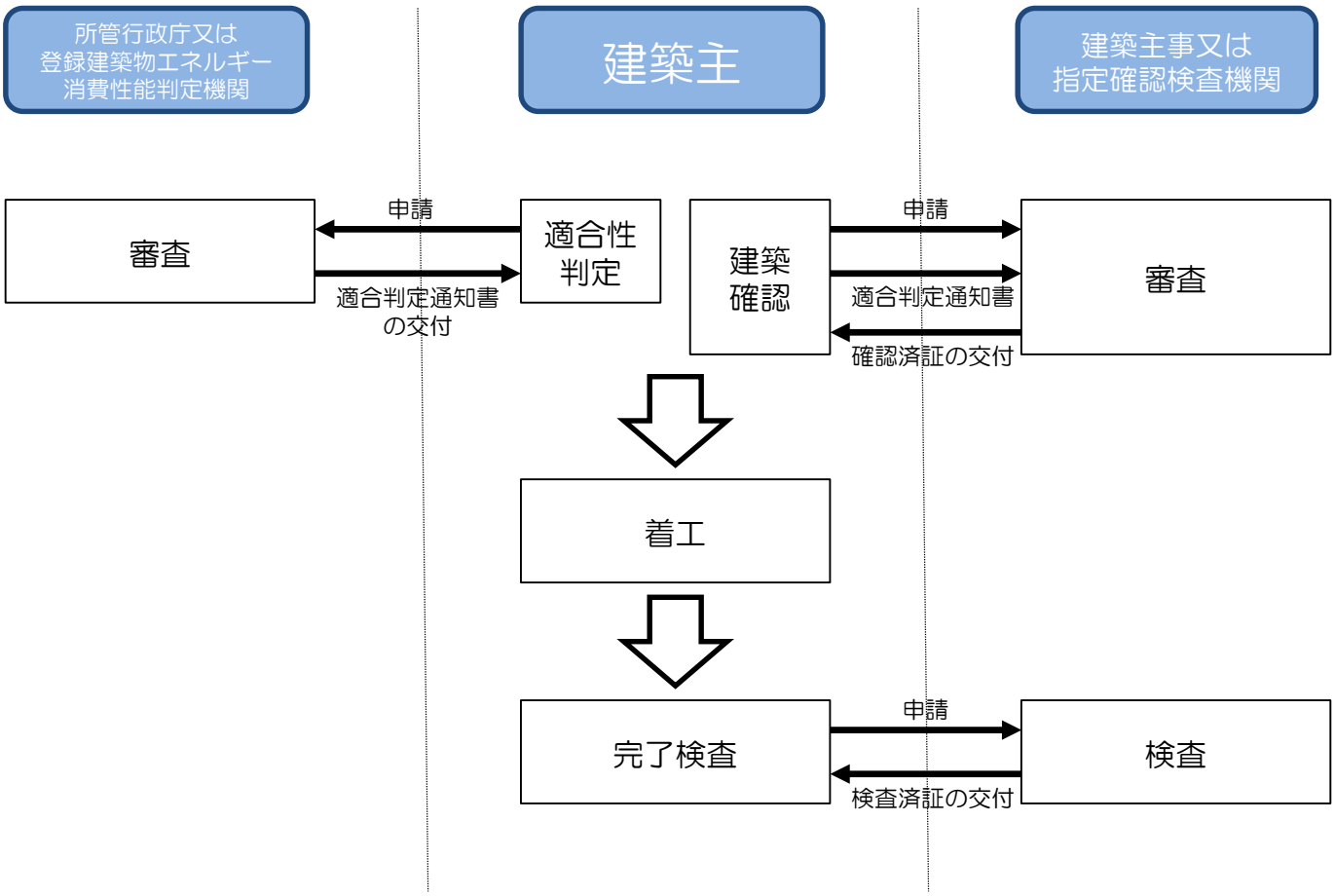

省エネ適合性判定を受けたあとに省エネ計画に変更が生じた場合は、計画変更が必要になります。ただし、下記の軽微な変更に該当する場合は、計画変更の手続きは不要です。

A 省エネ性能が向上する変更
B 一定範囲内で省エネ性能が低下する変更
C 再計算により基準適合が明らかな変更

軽微な変更に該当する場合は、建築基準法の完了検査時に軽微な変更の内容に基づいて必要な書類を添付してください。

A及びB　軽微変更説明書
C　　軽微変更該当証明書